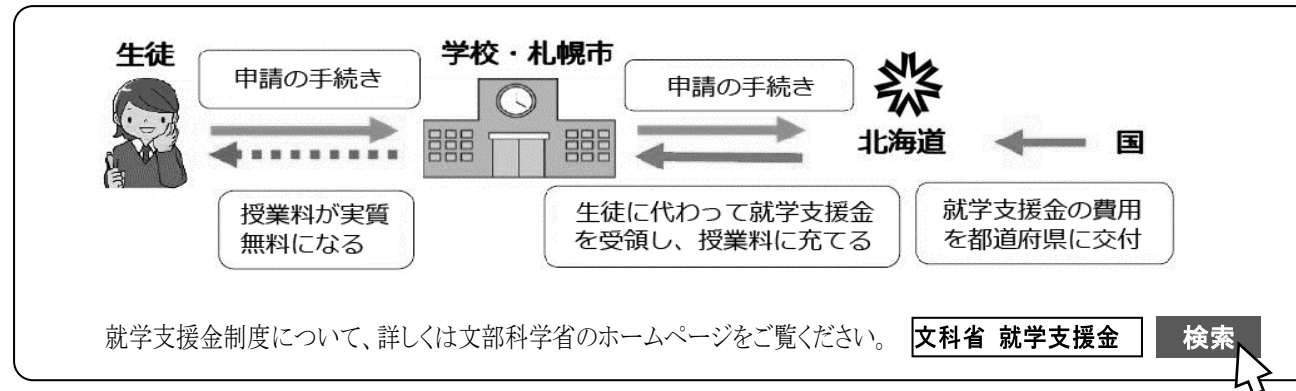


授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ

札幌市立中等教育学校(後期課程)の授業料は月額 9,900 円ですが、国の制度である「高等学校等就学支援金」を受ける方は、授業料が実質無料となります。

1 高等学校等就学支援金とは

保護者等の所得が基準額(モデル世帯(※1)で年収の目安 910 万円程度)より少ない方は、札幌市立中等教育学校(後期課程)を含む公立高校の場合、授業料相当額が国から給付され、授業料が実質無料となる制度で、8 割以上の生徒がこの制度による給付を受けています。就学支援金が認定された生徒の授業料は国が負担し、札幌市に直接支払われません。このため、生徒は授業料を納める必要がなくなり、授業料が実質無料となります。



(※1)「モデル世帯」とは、両親のうちどちらか一方が働き、高校生 1 人、中学生 1 人の子供がいる 4 人世帯の場合です。家族の人数や年齢、働いている方の人数などによって、目安となる年収の金額は異なります。

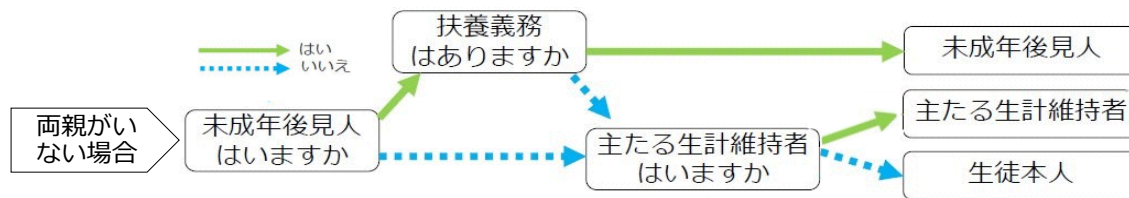
2 受給資格【令和 2 年 7 月から、所得判定基準(1)が変更になります】

日本国内に住所を有する方で、次の要件をすべて満たす方が就学支援金を受けることができます。

- (1) 保護者等(※2・3)の市町村民税の「課税標準額×6% - 調整控除の額※」の合計が 304,200 円未満
※政令指定都市の場合は調整控除の額×3/4
- (2) 高等学校等を卒業または修了していない
- (3) 高等学校等に在学した期間が通算で 36 か月(※4)を超えていない

(※3) 両親ともいない場合、次の方を保護者等とします。

(※2) 保護者等は原則として両親(離婚や死別により親権者が 1 人の場合はその 1 人)ですが、DV や失踪などで生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難な方や、継父・継母の場合で生徒と養子縁組を行っていない方は保護者等に含めません。



(※4) 定時制・通信制の高校に在学した期間は、1 か月を 3/4 か月に換算します。(例: 定時制高校に 20 か月に在学した場合、在学期間は $20 \times 3/4 = 15$ か月として計算)

3 認定・支給期間

就学支援金の認定・支給期間は、7 月から翌年 6 月までです。(4～3 月ではありません。)

毎年 6 月頃に所得・住民税の情報が更新されるため、更新後の所得情報で審査を行い、7 月以降の就学支援金支給の可否を審査します。この審査は、支給権者である北海道が行い、原則として、申請者から事前に提出を受けている保護者等のマイナンバーを利用して所得情報の確認を行います。

4 就学支援金オンラインシステム『e-Shien』について

令和 2 年度から、国の就学支援金オンラインシステム『e-Shien』が使用開始となり、これまでの申請書や所得証明書など紙での手続きから、『e-Shien』を使用したオンライン手続きに移行しました。生徒自身がインターネットに接続できるパソコンやスマートフォン等から『e-Shien』にアクセスして、就学支援金の申請、本人・保護者等情報の入力・確認・修正、申請結果の確認などをすることができます。

ID とパスワードを記載した「ログイン ID 通知書」をひとりひとりにお渡ししておりますので、卒業まで大切に保管しておいてください。システムの利用マニュアルは下記 QR コードから読み込むか、本校のホームページをご覧ください。



高等学校等就学支援金オンラインシステム『e-Shien』ログインページ
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

注) Google などの検索サイトで「e-Shien」で検索しても出てきません。
 上記の URL を直接入力するか、QR コードを使用してください。

「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien
 申請者向け利用マニュアル」(2020 年 6 月文部科学省発行)

http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/manual_eshien.pdf



『e-Shien』の利用にはインターネット環境が必要です(スマートフォン、タブレット等の携帯端末も利用できます)。インターネット環境がないなどの事情により、『e-Shien』を利用できない方は、学校にご相談ください。

<お問い合わせ> 市立札幌開成中等教育学校 事務室 (電話)011-788-6987